平成２３年（フ）第１１６号
福島県会津若松市西七日町２番12号
債務者　鈴木　正則
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２５８８号
名古屋市港区知多１丁目603番地　エクセルカトウＡ棟202号
債務者　佐藤オリエ
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５９号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番30―703号
債務者　屋敷　照彦
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５０号
福岡市博多区那珂３丁目７番７号
債務者　田代　秀政
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２０４号
福岡市城南区宝台団地14番103号
債務者　榊原　　香
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６７号
福岡市東区香椎浜２丁目３番５―704号
債務者　中原　優美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７５号
福岡市中央区小笹２丁目12番52号
債務者　馬場美由紀
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７９号
福岡市中央区薬院１丁目16番10号
債務者　宇野　ゆか
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８３号
福岡市中央区地行２丁目10番３―202号
債務者　三股　恭介
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１４号
福岡市博多区須崎町８番17号
債務者　島田　保大
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２８号
福岡市東区唐原２丁目22番６―304号
債務者　安永　純子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲697番地１ＯＮＡＫＡビル502号
債務者　森　　浩二
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３４６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄10丁目７番地１パルナスⅡ101号
債務者　丸山　明子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３６０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北４丁目18番６号野口アパート
債務者　竹内　　清
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３８１号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原287番地シティハウス須恵Ｂ201号
債務者　田中智恵子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３８４号
福岡県糸島市志摩稲留349番地28
債務者　林　　栄樹
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３８５号
福岡県糸島市志摩稲留349番地28
債務者　林　　利絵
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２６号
福岡県糸島市前原駅南２丁目18番17号
債務者　宮崎　由香
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部